



発行 東京都

51

目次

規程（交）

● 交通局規程第三十九号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

○東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程………（財務局経理部総務課）…一

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程………（財務局）…二

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程………（財務局）…三

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程………（下水道局）…四

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程………（下水道局）…五

規程（水）

第三十四条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

規程（水）

東京都契約事務規程の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第百十一号

東京都契約事務規程の一部を改正する規則

東京都契約事務規程（昭和三十九年東京都規則第百二十五号）の一部を次のように改

正する。

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

第三十四条の二第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二百四十条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

規 程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十九号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第七号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第八号中「百万円」を「二百万円」に改める。

●東京都職員共済組合規程第八号

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合契約事務規程(平成五年東京都職員共済組合規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第四号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第五号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第六号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第七号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第八号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

雜 報

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
番号 101-0051